

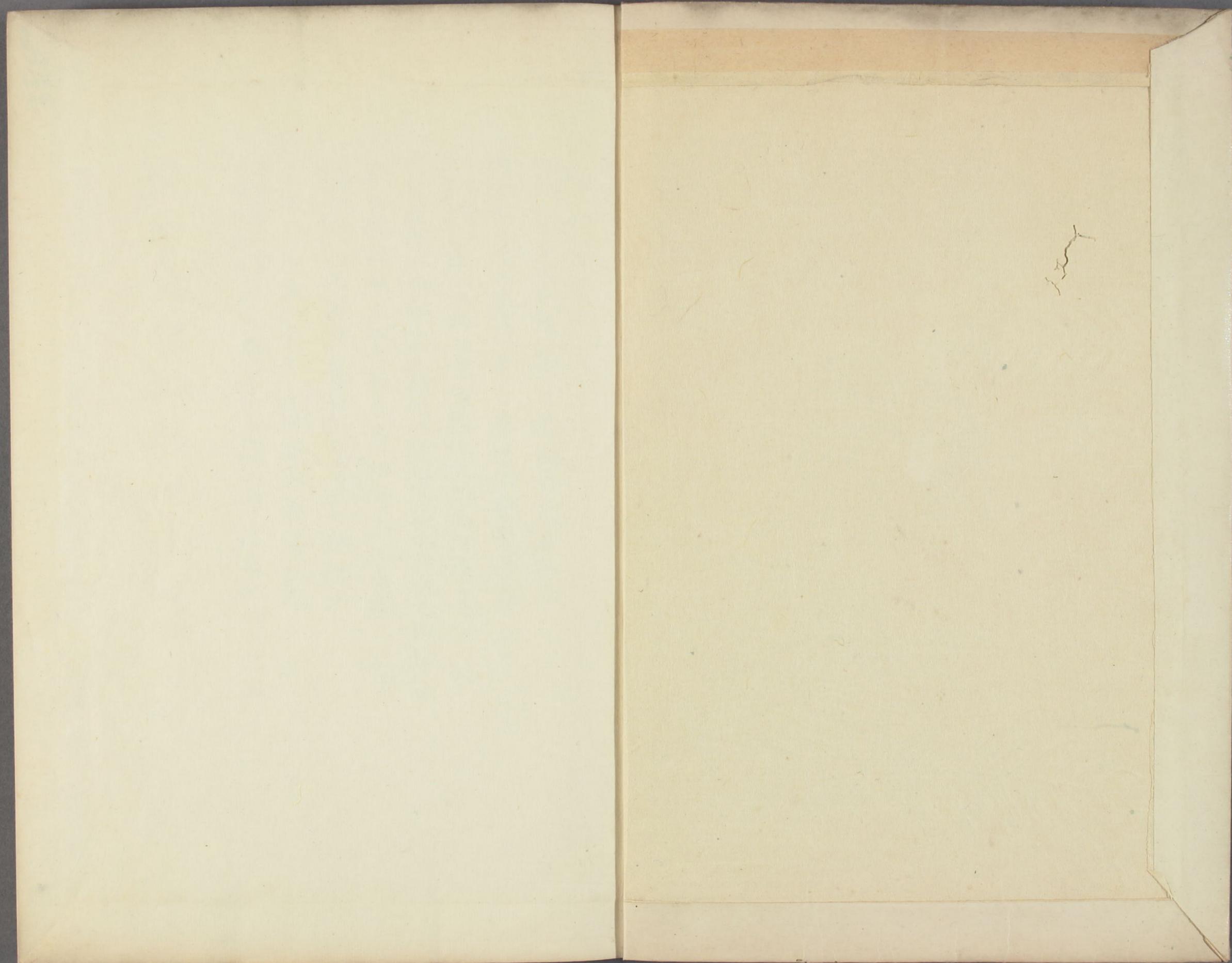


檀原神宮御祭神記並御由緒記



特別
イ 4
3163
195





貴
14
3/63
195

宮内大臣從二位勳一等子爵田中光顯題字

内務大臣從二位勳一等男爵清浦奎吾題字

樞密顧問官
國學院大學長正二位勳一等伯爵佐佐木高行序文

内務省神社局長正五位勳六等法學博士水野鍊太郎序文

奈良縣知事正四位勳三等河野忠三序文

樞密顧問官兼
文事秘書官長從二位勳一等男爵細川潤次郎檢閱

東宮侍講從四位勳三等本居豐穎檢閱

華族女學校教授
國學院講師正六位勳六等文學博士井上頼圀校訂并跋文

橿原神宮御祭神記並御由緒記

橿原神宮宮司正六位西内成郷

謹編

臨
寶
位

結元二

明治廿二年十月謹題

宮内大臣子爵田中光顯



天壤



世宗

王長厚
從二位左大臣



天壤ともにも窮まり 毎まの天皇
の寶祐も唯一系よ傳りまゝして
種原の槌の瑞枝いやはたりふ
繁り五十鈴の川の氷の流末も
濁らて御代も百餘り二十年



八千五百有餘年哉經たり
されど畏き代々の宮室の其趾
こころ成ぬると少なるのりよと
榮國ちりり〜檜原の大宮の
所跡よつきては早くよ〜西内

成郷ぬ〜。銳意熱心に幾多の
歳月を重ねてつらふ調へ出て
らぬるを聞き深くその旨の
空〜う〜を歡ひら〜
此交又其傳記を詳らぬと

世ふ公おせんといし事ごとく余に序
文を授けりよとて其ゆゑに
を一巻の端に記して畝火
の山の高く尊き大以後威の
久来の岩檣朽る時多く

傳りぬへきを希ふにこそ

明治三十九年二月十一日

正三位伯耆佐佐木高行



序

橿原神宮者 今上即位之二十三年

所創建以祀 皇祖神武帝也竊惟

皇祖安定區宇恢弘天業始經營帝宅

于橿原遺烈三子載於茲矣其偉業靈

蹟載籍雖存惜未廣行於天下且年代

悠遠間有殘闕不全者豈非可歎哉頃
者宮司西內君成鄉奉祀之暇編修樞
原神宮御祭神記益御由緒記凡若干
卷携來請余序受而讀之自 皇祖聖
化之所被迨祠殿創建之來由貫穿諸
史涉獵古今考證精確顯揚靡遺敘事

明堂炳焉在目使讀者肅然正襟起敬
君之業洵可謂勤矣余常謂凡掌神事
者記述其神社祭神之功流來歷以公
之於世使斯民油然而興敬神尊皇之情
不獨忠於其職蓋亦庶幾乎副 皇家
崇神之意歟君之此編先獲我心安得

不欣然搦筆乎遂書此以寘卷首

明治三十八年十一月上浣

內務省神社局長法學博士水野鍊太郎謹序



序

大和國者 神武天皇恢業光宅之古土而橿原者
奠都營宮之靈跡也然歷年悠久疑議百生終至
不能辨識宮址所在同國高取人西內成鄉君敬神
尊皇之士也夙慨宮址未詳探究旁索考定其地
上言之檢覈精密引證確切足以排群疑明治二十
二年官創建神宮越二年稱橿原神宮列官幣大社
於是乎神威更赫奕而聖代申考大旨始照輝於
天下矣頃者君又著橿原神宮御祭神記及御由

緒記將公諸世書中細說 天皇恢業事跡併
及神宮創建來由使讀者知本邦祭政一致而忠
考無二可謂有裨于世道大義焉余喜君終始
一貫克盡其志乃題一言以為序

明治三十九年二月十一日

奈良縣知事當位勲三等河野忠三



橿原神宮御由緒記

第一章 宮地

神武天皇紀を按ずるに、己未年三月云々、夫畝傍
山東南橿原地者、蓋國之壤區乎可治之。是月、即命
有司經始帝宅云々、辛酉年春正月庚辰朔、天皇即
帝位於橿原宮とありて、之を畝傍、橿原宮と云ふ
由古典にも見ゆ。これ即ち今の白樫村大字畝傍
元畝火村舊字階段橋
又寶賀中世字高畑の地にして、其宮趾に據り
て、橿原神宮は立たせ給ふなり。嗚呼始馭天下之

天皇の遺蹟、千歳に嚴然たる事斯の如きは、實に
天壤無窮、萬世一系なる國體の然ら令る所なり。
因に云ふ。本邦中世、十陵四墓の制、親盡の祖を
棄つなど云ふ事ありしに、其後亂離打續きた
るが故に、山陵宮趾大概堙滅し、其所在不明と
成れりしが、明治維新已降、皆復舊して、何れも
明白にぞなれりける。榎原宮の御舊蹟も、或は
畝傍山東南は誤にして東西なり。又は南西に
して、葛上郡柏原これなり。或は又、甘樞宮の邊
なりとて、諸説紛々たりしを不肖成郷之を遺

憾となし、古書に徴し、地誌に證し、學說に質し、
古老に問ひ、或は田畑に附きて字名を探り、又
は山林を分けて方位に校へ、畝傍山の東麓に、
磐余と稱する舊地あり、其東南の麓に、畝傍榎
原、井の舊趾あり、なほ久米の里ありて、卽ち大
久米部の古蹟なり。此兩地の中間高丘なせる
所に、階段橋、寶賀等の字、また長山千鳥の池等
あり。これ何れも御宮趾に基ける謂なるを以
て、愈々調査を進め、十有餘年間、千辛萬苦して、
考證を調成し、以て此旨を主務大臣に建言し、

屢々上京して其筋にも陳上したり。而して漸く、第貳章以下の成果を得しなり。

第二章 實檢并公使

第一章後記の事項に付き、當時の宮内大臣次官を訪問し、縷々陳述せしに、大に之を賛賞せられ、遂に吉井宮内次官、丸山圖書助等を従へて、實地檢定の爲に來向せられ、尋で西四辻侍從、公然勅使として、實際の檢視ありき。其筋に於ても詳細の御調査あり。十分御詮議の上、神武天皇樞原宮舊趾は、御確定御裁可在せられ、不肖成郷が多年

の勞苦、世上に明知せらるゝに至りぬ。

因に云ふ。不肖成郷は、事前記の如く成れるを悦び、即ち其宮趾の中、字、寶賀に相當する地所、所有の分を獻納せり。其他壹萬六千餘坪は、宮内省御料地として買上らる。併せて地均せる後の實測、壹萬八千八百八拾壹坪なり。

第三章 神宮の創建

明治二十二年五月、地方の有志者と計り、此御宮趾に附きて、神社を建設し、神武天皇、并に、媛踏鞴五十鈴媛、皇后を奉祀せむ事を請願せしに、忽ち

御採納あらせられ、同年七月二十三日、京都舊御所の内、溫明殿賢所とも又は内侍神嘉殿の兩殿を下賜せらる。依て、溫明殿を以て神殿に充て、神嘉殿を以て拜殿に充て、舊形のまゝ、建設を務め、明年三月を以て、工事全く竣功したり。即ち今の樞原神宮これなり。

第四章 御鎮座并式日

明治二十三年三月二十日、官幣大社に列せられ、同年四月二日正四位子爵石山基正を勅使として、兩祭神の神靈を神宮に鎮座せしめらる。殊に

御例祭は二月十一日、即ち紀元節の日と仰せ出され、尙四月二日は、本宮御鎮座の當日、及び翌三日は、天皇崩御の御式日なるが故に、當神宮に於て、嚴肅に祭典を執行せり。

第五章 御祭神記敘言

祭神の御傳記は、國史中に昭々たれども、始終一貫して完備せるもの甚少く、且、奉仕する不肖等の職として、等閑に附すべき事ならねば、今回正確なる調査を遂げ、尙博識の諸士に檢閲を請ひ、以て本記の如く成文せり。依て此御由緒記を前

附し、御傳記備考を後附し、當神宮の御事歴を詳
明ならしめたり。

明治三十八年十月

樞原神宮宮司正六位 西内成郷 謹識



樞原神宮御祭神記

祭神神日本磐余彦尊を神武天皇と申すは、中古
より稱へ奉れる漢風の唱なり（紀元前六十一年）
庚申の歳正月朔日、日向の狭野の地にて降誕し
給へり。かれ幼名を狭野命とぞ申しける。其後若
御毛沼命とも、豊御毛野命とも申しき。彦波瀲武
鸕鷀草葺不合尊の第四皇子にまし、御母は
海神の少女玉依姫命なり。天皇幼時して聰明英
達にまし、ければ（紀元前四十七年）甲戌の歳、
皇太子に立ち給ふ。日向の吾田之小椅君の妹、吾

平津媛を納して妃とし給ひ、手研耳命、研耳命を
生みましき。

(紀元前七年)甲寅の歲、日向宮崎の宮にして、諸皇
兄、および、諸皇子等と議り給はく。昔わが天祖、こ
の豊葦原の瑞穂の國を以て、皇祖に授け給ふ。皇
祖、天の八重雲を威稜の千別に千別きて、天降給
ひしが、運鴻荒く時草昧かりければ、此西偏に座
坐て天下を統御しつれど、遼邈なる地、いまだ皇
澤に霑はず、遂に邑に君あり、村に長ありて、各自
相凌礫れり。曾て鹽土老翁に聞くに、東方に美地

あり。青山四周れりとぞ。按ふに、彼の地は、必ずし
も、天業を恢弘して、天下に光宅すに足りぬべし
と。皆之に對へて、理實に灼然なりとぞ申されけ
る。されば、同年の十月五日、諸皇子等と、舟師を率
ゐて東征し給ひ、速吸門に至りましぬ。茲に一漁
人あり、船に乗りて來る。招して問ひ給はく。汝は
誰ぞ。對へて申さく。臣は國神、名は珍彦と云ふ。曲
浦に釣魚してありしが、天神御子來坐しつと聞
き、即ち迎へ奉ると。即て、御供仕へむ由を申しけ
れば、椎の檣以て、御船に牽き納れて、海路の導者

と爲し給ひ、名を椎根津彦とぞ賜ひける。かくて、菟狹に至ります。菟狹の國造の遠祖、菟狹津彦菟狹津媛、菟狹川の上に、一柱騰宮を作りて、大饗進る。十一月九日、筑紫の崗水門に至りまし、十二月二十七日、安藝國に幸し、埃宮に御せり。

(紀元前六年)乙卯の歲、三月、吉備國に遷り幸して、行宮を造りて居す。これを高嶋宮と云ふ。茲にて、軍を練り食を畜へ、兵器を造り軍船を備へ給ひ、中洲に入らむとする計圖を成し給ひぬ。(紀元前三年)戊午の歲、二月十一日、皇師、東方に向ひ、舳艫

相接めて、難波の津に泊て給ひ、三月十日、流を遡りて、河内國に幸して、白肩の津に着き給ふ。四月九日、皇師兵を勅へ、步行して龍田に向ひ給ふに、道路狹峻して、並び進まむことを得ず。乃ち更に還幸して、東の方、膽駒山を踰えて、中洲に入り給はむとす。時に長髓彦と云ふ者、兵を起して、孔舎衙坂に激へ討つ。皇兄五瀬命、流矢に中り給ふを以て、進み戦ふことを得給はざりき。天皇、御策を冲衿に運し給ひて宣給はく。我は是日の神の子孫なれば、日に向ひて虜を征つこと可はじ。退き

還りて、彼には弱を示し、神祇を禮祀り、脊に日神の威を負ひ、其影に隨ひて、壓躡なば、刃に血ぬらずして、彼必ず敗れむとて還幸しつれど、虜も亦進み逼らざりき。草香の津に退却して、御船に入れたる楯を取り出で、押し植てつ、雄詰し給へり。五月八日、皇軍男之水門に到りませる時、五瀬命の矢の瘡痛甚じかりき。茲に劍の柄撫りて宣給はく。賤奴が矢を負ひて、報いせずや死みなむと男建して、薨りましぬ。故紀國の竈山に葬し奉る。

六月二十三日、皇軍名草邑に至りて、名草戸畔を誅ひ給ひ、狭野を経て熊野の神邑に到りまし、且ち天磐楯に登りて、軍を率ゐて、やゝゝに進み給ひ、海中にして、卒爾に暴風に遇ひ、皇舟漂蕩ぬ。皇兄稻飯命、乃ち慨嘆し給はく。嗟乎、吾が祖は天神母は海神なるに、如何とかも、我を陸に厄め、復海に厄むるとて、劍を抜きて海に入り給ひ、鋤持神と化坐しき。また、三毛入野命も恨之て宣給はく。我が母も、我が姨も、皆海神にますを、如何でか波瀾を起て、灌溺らむとて、則ち浪秀を踏みて、

常世の郷に往坐しぬ。こゝに、天皇、獨皇子手研耳命と共に、皇軍を帥て進み給ひ、熊野の荒坂津に至りまして、丹敷戸畔を誅ひ給ふ。時に荒振神あり。毒氣を吐きしかば、人物咸瘁えぬ。因之、皇軍復振はざりき。彼地に人あり。號を熊野高倉下と曰ふ。それが夢に、天照大神、武甕雷神に宣給はく、かの葦原の中國は、なほ喧擾と聞ゆ。汝更に往きて征てよと。武甕雷神對へて曰さく。予往かずとも、平國の劍あり。誦靈とぞ云ふなる。それ下してむとて、高倉下に諭しけるは、今、汝が庫の裏に、此劍

を下しおかむ。明旦捧げ持ちて、天孫に獻るべしとなり。依りて庫を開きて見つるに、夢中の教のごと、まことに劍ありき。かれ取り持ちて進ると奏しき。時に天皇、たま〜いねましたりしが、忽然に覺め給ひて、いかでかく長眠しつらむかと宣給ひぬ。尋ぎて瘁えたりし軍卒も、悉に醒めて起き立ちき。かくて、皇師、中洲に入り給はむと思ほすに、山中嶮絶くして、復行すべき道なく、棲遑て、跋涉まさむ所を知り給はず。其夜、天皇夢見給はく。天照大神訓へて宣給へるは、我今八咫鳥を

遣さむ。以て導者と爲すべしとなり。明日果して八咫鳥あり。空より翔り降りぬ。天皇鳥の來れるを御覽して、これ自然祥夢に適ふ。大哉赫矣。皇祖基業をなも助け成し給ふとぞ宣給ひける。時に大伴氏の遠祖道臣命、大久目部を率ゐて、山を踏み、行を啓き鳥の向ふ所を尋ね、仰ぎ視つゝ追ひ行きて、遂に菟田の下縣に達りき。

八月二日、天皇菟田縣の巨帥者なる、兄猾弟猾を徵さむとして、使をなも遣し給ふ。兄猾參來ず、弟猾のみ參來て申しけるは、臣の兄兄猾、皇師の威

を見奉りて、戦ひ得ざらむことを察り、權に新殿を作り、殿内に機を設け、饗を供へ、兵を伏せて、逆状爲むとぞすなる。ゆめな詐かれ給ひそと奏す。天皇即ち道臣命を遣して、其逆状を察らしめ給ふ。道臣命、審に其害心あることを知り、大く怒り、詰び嘖びて詈りつゝ、汝が造れる新殿の内には、爾先入りて、其仕へ奉らむ状を表せとて、劍柄急握り弄槍彎弓して、追逼め入るゝ時に、自が設けたる機に壓れて死にき。こゝに、弟猾、皇師を勞ひて饗を供へ奉る。天皇、其酒穴を軍兵に班ち賜ひ、

乃ち御謠詠し給はく。

菟田の高城に雉羅張る。我待つや雉はさ寄り
ず、勇ぐはし鯨さ寄り、前妻が魚請はさば、立柵
棧の身の長くを、多しひゑね。後妻が魚請はさ
ば、櫟榮木身の大けくを多ひゑね。

是後、天皇吉野の地を省さむとて巡幸せる時、吉
野の首の祖井氷鹿、國巢部の祖石押分、鶉飼部の
祖贄持子、參向へて仕へ奉りぬ。

九月五日、天皇菟田の高倉山の巔に陟りて、域中
を瞻望給ふ時に、國見岳の上に、八十梟帥の軍あ

り。又、女坂には女軍を置き、男坂には男軍を置き、
墨坂には焠炭を置きて守り、また、兄磯城の軍あ
りて、磐余の邑に布滿たり。賊虜の據れる所、いつ
れも要害の地なりき。故に大路小路悉に絶え塞
りて、皇軍の通ふべき所なし。天皇、大く之を惡み
給ひ、親祈ひて寢坐しき。其夜の夢に、皇祖天神訓
之給はく。天香具山の社の中の土を取り、天平瓮
八十枚と嚴瓮とを造り、以て天神地祇を祭り、嚴
咒詛を爲して、後、虜を撃たば、自然平伏なむとな
り。天皇、夢訓を承りて、その祭を行ひ給はむとし

給ふに、弟猶また奏さく。倭の磯城の邑に磯城の
八十梟帥あり。葛城の高尾張の邑に、赤銅の八十
梟帥あり。此の族類、皆皇軍を距ぎまつり、戦ひま
つらむとぞすなる。かれまづ、天社國社の神を敬
齋りて、後之を撃ち給はむには、除去易かりぬべ
しと奏す。天皇乃ち、奏の夢と適へるを喜び給ひ、
椎根津彦をして、弊たる衣服を着、蓑笠をも着し
め、また、弟猶に箕を被しめて、既に、老父老嫗の状
せしめつゝ、天香具山の巔なる土を取らせ給ふ
に、虜兵二人のかく行くを見、大醜や老父老嫗と

て、疑ふこともなく、怪しむ状もなく、道を闢り
て行かしめたりしかば、二人、事なくして、土を取
り持ちて來歸り。天皇甚く悦び給ひ、乃ち其埴を
以て八十平瓮、天手挾八十枚、嚴瓮を造らしめ、丹
生の川上なる山に陟りまして、天神地祇を敬祭
り、菟田川の朝原にて、咒詛式を行ひ給ひ、因りて
又祈ひ宣給はく。吾今、八十平瓮を以て、水無くし
て、館を造らむ。館成りなば、則ち必ず鋒刃の威を
假らずして、天下を平定ることを得む。また、嚴瓮
を以て、丹生の川に沈めむに、大魚小魚の別なく、

悉こころに醉まひ流ながれむこと、椀まきの葉はの浮うきて流ながるゝが
如ごとくならば、吾われ必かならずしも此この國くにを定さだめむとて、その
事わざを行おこなひましゝに、皆みな慮おもはせ如ごとくなりき。時ときに椎し根ね
津つ彦ひこやがて、魚いの浮うみ出いでゝ、水みづのまにゝ、噲あ喁ど
を見みて、天あま皇みことに奏まをさく。天あま皇みこと大いたく喜よろこび給たまひ、乃すなち丹に
生ふの川かは上への五い百ほ箇つ眞ま坂さか樹きを取とりて、諸もろの神か祇みを
祭まつり給たまひ、更さらに道みち臣おみ命みことに勅のたまはく。今いま、高たか皇み産むす靈ひ命みことを
朕われ親みづか顯う齋いしてむ。汝いましを用もて齋い主ぬしとし、嚴いづ媛ひめの號なを
授まづけむ。而しかして、其その置おける埴は瓮にを名なづけて、嚴いづ瓮にと
爲なし、火ひの名なを嚴いづ香か來く雷らみと爲なし、水みづの名なを嚴いづ罔みづ象は

女めと爲なし、糧せうの名なを嚴いづ稻い魂たま女めと爲なし、薪たきの名なを嚴いづ
山やま雷らみと爲なし、草くさの名なを嚴いづ野の椎ちと爲なし給たまひき。十じゅう月げつ
一いつ日にち、天あま皇みこと嚴いづ瓮にの糧せうを嘗あじめして、兵つはものを勅とへて出い坐ま
して、まづ、八や十じゅう梟たけ帥を、國くに見み岳をかに擊うち給たまはむとし
て、御み謠うた詠よみし給たまはく。

神かみ風かぜの伊い勢せの海うみの、大おほ石いしに這はひ廻もへる細した螺らの、
細した螺らの阿あ兒ごよ阿あ兒ごよ。細した螺らの伊い這はひ廻もり、擊うち
てし止とまむ。擊うちてし止とまむ。
かくて攻せめ破やぶりて、斬きり屠ほり給たまひしかど、なほ、そ
の黨たう類るいの多おほかりなむと思おもして、密ひそかに事こと計はかりし給たま

ひて、道臣命に、大久目部を帥て、忍坂の邑に大室屋を作らしめ給ひ、宴饗を設け給ふ。かれ、皇軍も、賊虜も混座て、酒酣なる時、歌を聞かば、諸共に撃てと約りおかし給ひければ、道臣命、乃ち起ちて歌ひけらく。

忍坂の大室屋に、人多に入り居りとも、人多に來入り居りとも、みづくし久目の兒等が、頭槌劍石槌劍持ち、撃てし止まむ。撃てし止まむ。大久目部は、歌を聞きて一時に起ちて、賊虜を悉に斬り殺しき。茲に餘黨も、絶えてあらざりけれ

ば、皇軍大く咲み悦びて歌ひけらく。

今はよ今はよ、あゝしやを。今だにも阿兒よ。今だにも阿兒よ。

また、歌ひけらく。

蝦夷を一人百合人、人は云へども手對ひも爲す。

爰に、天皇、また宣給はく。戦に勝ちて驕ることなきこそ、將帥の行ひにはあなれ。今魁賊已に滅びたりしも、なほ同惡者、十數群もやあらむ。その成さむ狀、如何がありなむ。久しく一處に居つゝも、

その備を爲さらむは、なかくに詮なからむとて、營を別處に徙ゑ給ひぬ。

十一月七日、皇師大舉して磯城彦を攻めむとし、まつ使者を遣して、兄磯城を徵さしめ給ふ。兄磯城、大命を承らず。更に八咫鳥を遣して之を召さる。時に鳥其營に至りて、鳴きて云ひけらく。天神の子孫汝を召さる。いざあくと。兄磯城聞きて忿りて云く。天壓神の至りますと聞きて、吾慨憤つゝある時しも、などて、鳥のかく悪しく音鳴く。ぞもとて、弓を彎ねて射けるに、鳥は早くも避去

りぬ。次に弟磯城の宅に至りて、音鳴くこと、前の如くせしに、弟磯城、慄然改容て曰はく。臣、天壓神の至りますと聞きて、旦夕畏懼まりつゝあるに、善きかも。鳥、汝の斯鳴くことゝて、葉盤八枚に食を盛りて饗へ、因りて鳥の翔るまに、詣到て告しけらく。吾兄、兄磯城、天神の子孫の來ましぬと聞りて、則ち八十梟帥を集へ、兵甲を具へて、決戦はむとぞすなる。早けく之を圖り給ふべしと奏す。天皇、乃ち諸將等を會へて問ひ給はく。兄磯城、果して逆賊意ありて、今召せども參來ず。如何

にせば可けむと。諸將答へ奉らく。兄磯城は黠賊
なり。宜しく良策を爲すべし。まづ弟磯城を遣し
て之に諭し、もし遂に歸順されば、即ち兵を擧げ
て撃たむも、また晩かるまじとて、弟磯城を使と
して其の利害を諭さしむ。されど、兄磯城等、なほ
愚なる謀を守りて、承伏まつらざりき。時に椎根
津彦之を計りて奏さく。今は宜しく彼が先に出
づべし。我女軍を遣して、忍坂の道より出でなむ。
虜之を見て、必ず、鋭兵を以て向ひ來らむ。吾則ち
勁卒を駈馳て、直ちに墨坂を指して進み、菟田川

の水を以て、炭火に灌ぎて、その不意に出でなば、
彼を破らむこと必れり。天皇、その策を善し給ひ、
乃ち女軍を出してまづ進ましむ。虜果して大兵
至ると謂ひ、力を盡して之に赴く。是より先、皇軍
攻むれば必ず取り、戦へば必ず勝てれど、介冑の
士、疲弊ことなきにあらぬを以て、聊に御謠詠し
給ひて、將卒を慰め給ふ。

楯並ていなさの山の木の間ゆも、伊行き守ら
ひ戦へば、我はや飢ぬ。島つ鳥鶉飼が友、今助に
來ぬ。

かくて、男軍して墨坂を越え、後尾に従はしめ、挾撃ちて、兄磯城等を斬殺しつ。

十二月四日、皇師、長髓彦を撃たむとし、連戦へれども、勝つこと能はざりき。時に天陰り、雨氷降り、金色の靈鷲、飛び來りて、皇弓の弭に止れり。その暉煜く状、流電の如くなり。長髓彦の軍卒、皆迷眩て復力戦得ず。嘗く五瀬命、孔舍衙坂の役に、長髓彦が矢に中りて、薨ましぬ。天皇、之を銜して忘らし給はず、常に憤懣つゝ、ましくければ、この役にこそ、必ずしも、彼を殺てめと思しき。乃ち御謠

詠し給はく。

みづくし久目の兒等が、粟田には臭葦一本、其根が本、そねめ繋ぎて、撃ちてしまむ。

また御謠、

みづくし久目の兒等が、垣本に殖ゑし薑口、疼く吾は忘れず。撃ちてしまむ。

因りて、復兵を縦めて、急に之を撃ち給ひぬ。時に長髓彦、乃ち行人を遣して、天皇に奏言し奉らく。嘗く天神の子孫在り。天の磐船に乗りて、天より降來ましつ。號を櫛玉饒速日命と曰す。吾妹三炊

屋媛を娶として兒息、可美眞手命を生みましぬ。かれ吾は、饒速日命を君として奉仕れり。天神の子孫、豈か兩種坐さむ。奈何にして、更に天神の子孫と稱ひて、他地を奪はむと爲すぞも。吾心に之を思ふに、必めて信ならじかと。天皇對へ給はく。天神の子孫亦多かり。汝が君とする所、實に天神の子孫ならむには、必ず天表の物ありなむ。相示すべしと、長髓彦即ち饒速日命の持つる、天の羽々矢一隻と歩、靴とを奉示る。天皇御覽して、事虚ならずと宣給ひ、更に所御る、天の羽々矢一隻と歩

靴とを示し賜ふ。長髓彦、その天表を拜て、ますます蹴踏まりぬ。されど、凶器已に構り、其勢中間にて戦を休むべくもあらねば、なほ、迷圖を改めざりき。饒速日命は、素より天神の慇懃給ひつゝ、天孫に授與へませることを知り、且、長髓彦の稟性、復佞にして、君臣の際を悟り得べからぬを見て、乃ち之を殺し、その衆を帥て歸順ぬ。天皇素より饒速日命の天降せる事を聞しつれば、今しも、忠効を立てしことを褒め給ひ寵み給へり。この饒速日命は、物部の遠祖なり。

(紀元前二年)二月二十日、諸將帥に命せて士卒を練る。時に、層富の縣波哆の丘岬に新城戸畔有り。和珥の坂下に居勢祝有り。臍見の長柄の丘岬に猪祝有り。此三處の土蜘蛛、皆その勇力を恃みて參來ざりき。天皇、偏師を分ち遣して、討ち殺さしめ給ふ。また、高尾張の邑にも土蜘蛛有り。その人と成り、身短くして手足長く、侏儒に相類たり。皇軍、葛の網を結びて掩襲て之を包殺しぬ。

三月七日、勅給はく。朕、東征せしより茲に六年、皇祖の威徳に頼りて、凶徒悉に平治ひ、また風塵な

し。かの畝傍山の東南樞原の地を相るに、國の奥區とやいはむ。彼地にて天下を治すべしと。乃ち皇都を樞原に奠め給ひ、太王命の孫、天富命に令せて、手置帆負命、彦狹知命の孫を率て、齋斧齋鋤を以て、大峽小峽の材を伐り採らしめ、正殿を構り立てしむ。道臣命、大久目部を率て宮門を衛護り、その開閉を掌り、饒速日命、内物部を率て、矛楯を造り備へ、その配置を掌る。總ての事物皆成ふに當り、天富命、諸の齋部を率て、天璽の鏡劍を正殿に奉安り、瓊玉を懸け、幣物を陳ね、天兒屋根命

の孫天種子命、祝詞を奏へて、御祭仕へ奉る。かくて、四方の國人を朝しめて、天位の貴きことを觀しめ給ひき。これを樞原宮とぞ云ひける。

(紀元前一年)庚申の歲八月十六日、天皇正妃を立てむと欲して、これを神裔の中に撰び需めたまふ。時に大久米命奏して曰はく、三輪の大物主神、三島の溝檝耳神の女、勢夜陀多良比賣命に見感坐して、生み給へる御子、媛踏鞴五十鈴媛命ぞ宜けむと。於是に七媛女、高佐士野に遊行り。媛踏鞴五十鈴媛命、その中に在しき。大久米命、歌を以て、

天皇に奏して曰はく。

大和の高佐士野を七行く媛女等誰をし覓かむ。

時に媛踏鞴五十鈴媛命は、其媛女等に先立ち給ふ。天皇、其先立る媛女、乃ち媛踏鞴五十鈴媛命なることを所知食して、御歌を以て答て宣り給はく。

且々も最先立る可愛をし覓かむ。

こゝに大久米命、天皇の命を以て詔る時に、其大久米命の裂る利目を見て、媛踏鞴五十鈴媛命、奇

と所思し歌ひけらく。

あめつ、千鳥ましど、何裂る利目。

大久目命、答へ申して歌ひけらく。

媛女に直に逢はむと吾裂る利目。

かくて、其媛女、命の儘に奉仕らむと奏しき。その媛女の家、狭井河の上にあり。天皇、其家に幸行して婚ひましき。その後、宮内に参入れる時、天皇御歌詠し給はく。

葦原の醜き小屋に菅疊彌清敷きて朕二人寢し。

九月貳拾四日、媛踏鞴五十鈴媛命を納して、正妃となも爲給ひける。

辛酉歳正月一日、天皇、寶祚に樞原宮に即き給ふ。これを即位の元年と稱ふ。此地の號、廣く磐余とぞ云ひける。かれ、神日本磐余彦天皇と稱し、また、始馭天下之天皇とも稱し奉る。同日、正妃を立てて皇后と爲給ひき。三月詔して、天種子命、天富命に、祭祀の事を專掌らしめ、可美眞手命に、物部を總掌らしめ、また、種々の政治を掟て給ふ。六月天種子命に令せて、祓の辭詞を定めしめ、中臣齋部

の兩氏をして、祓除の式を行はしめ給ひぬ。貳年
二月二日、功を定め賞を行ひ給ふ。乃ち、道臣命の
宅地を築坂邑に賜ひ、大久目命の宅地を畝傍山
以西來目邑に賜ひ、椎根津彦を大和國造とし、弟
狛を猛田の縣主とし、弟磯城を磯城の縣主とし
て、諸臣等の勞を慰め給ひき。四年二月二十三日
詔し給はく、我皇祖の靈、天より降鑒して、朕躬を
助け給ひ、遂に海内事無くなりぬ。宜しく天神を
郊祀りて、大孝を申ふべしと。乃ち靈時を鳥見山
中に立て、皇祖天神を祭り給ふ。拾貳年六月、天皇

日向國に行幸して、皇祖皇考等の陵を拜み、その
守護をなさしめ給ふ。

參拾壹年四月一日、天皇巡幸して、腋上の嘸間丘
に登りましたして、國狀を廻望して宣給はく、妍哉國
なるかも。内木綿の眞進國なれども、蜻蛉の臀帖
せるに似たりとぞ。是に由りて、秋津島の號あり
と云ふ。參拾五年八月、伊勢の國造の遠祖天日別
命を、伊勢國に遣し給ひ、伊勢津彦神に國避しめ、
凶賊を伐平けて、大國玉神を崇め祭らしめ給ふ。
四拾二年正月三日、神渟名川耳尊を立て、皇太

子と爲し給ひき。これ即ち、綏靖天皇にして、神八井耳命、彦八井耳命と共に、皇后の生せ給へる御子なり。七十二年三月、道臣命を諸國に遣し給ひ、皇風を布き、王澤に霑はしめ給ふ。天下を治すこと、七十六年にして、其年の三月十一日、橿原宮にして崩御しぬ。御年百參拾七歳なりき。七十七年九月十二日、畝傍山の東北陵に葬しまつる。

此御傳記は、日本紀、古事紀、舊事紀、天書、編年集成、扶桑略記、神皇正統記、姓氏錄、帝王系圖、紹運錄等を本據として、古語拾遺、神皇正統錄、簾中

鈔、愚管鈔、濫觴鈔、神明鏡、水鏡、歷代皇紀、皇代記、皇年代記、大三輪鎮座次第、大倭神社注進狀、大和志、地理纂考等に參照して編述せり。而して、諸書の異同は、確實なる學者の考證を以て、これを成文したれば、最も明確なるものと稱ふべし。

樞原神宮御祭神記備考

第一章 天皇御年の事

印本日本紀神武天皇紀を按ずるに、天皇崩年百二十七とす。之に據るときは、同書甲寅年東征年四十五歳の文には合へども、弘仁私記序に庚申歳降誕とある文に合はず。また、伴信友、内藤廣前等が校訂に係る、活字本日本紀には、百三十七とす。庚申歳降誕の文には適へども、甲寅年東征年四十五歳の文に適はず。抑、日本紀は、重修傳寫、以

て異本甚多きものなるに、印本は殊更誤謬少からず、或は二を三に作り、或は一を二に作る等、類例を擧ぐるに餘地なきが如し。今之を校訂せむには、須らく本書を措きて、他書に徵證せざるべからず。由て古事記を閲するに、御年壹佰參拾漆歳と大字を以て記せり。此書體は一を二に作る憂無く、二を三に誤る懼無し。且、弘仁私記序にも適應せれば、是に據りて、この御祭神記をば成文したり。

因に云ふ。弘仁私記は、嵯峨天皇の朝、弘仁三年日本紀と古事記との撰者、安麻呂の孫、刑部少輔從五位下多朝臣人長等、勅を奉じて同紀を進講せし時の書にして、日本紀を奏上せし養老四年を距る事、九十餘年の後なれば、善本正説の存り傳れりし事明なり。故に釋日本紀にも、多く此書を引用したり。

前陳の如く、古事記、弘仁私記、活字本日本紀と符合す。然るに、印本日本紀に、甲寅年東征年四十五歳とあるは、崩年百二十七歳とある文より逆算して、五字を四字に改修せしにやあらむ。尙云は

ば、日本紀は、降誕の年月干支を記載せざる例なるに、扶桑略記、水鏡、愚管鈔、神皇正統記、紹運錄等に、庚午年正月庚辰朔降誕とあるは、別に據る所ありしならむも、古曆を按ずるに、太歲庚午とする時は、正月朔は、丁未にして庚辰にあらず。太歲庚申なれば、正月朔は即ち甲辰なり。甲と庚、申と辰とは同音にて混じ易し。孝安天皇崩御の扶桑略記等の書、御年百二十七の文に據り、之を逆算して、太歲庚申を庚午とは改めたるも、正月朔の干支矛盾せるに心附かず、甲辰を庚辰と誤認

せり。紹運錄一本には、甲辰とせしもあり。今、諸書を通勘するに、初修の日本紀には、崩年百三十七とありし事明なり。

第二章 皇后御父母の事

神武天皇の皇后、媛蹈鞬五十鈴媛尊の御父は、日本紀神武綏靖兩天皇紀に、事代主神とせり。舊事紀神武天皇本紀に、庚申立正妃の條には、事代主神とし、立皇后の條には、大物主神とす。一書中に、前後矛盾せる事斯の如くなるを以て、之を他書に參考するに、大物主神とあるぞ正説なるべ

き。そはまづ古事記に、三島湊咋之女、名勢夜陀多良比賣、其容姿麗美、大物主神見感而云々、娶其美人生子名、謂富登多々良伊須氣余理比賣命とあり。この富登多々良伊須氣余理比賣は、即ち媛踏鞮五十鈴媛尊なり。これ御父は、大物主神にますべき第一徴證なり。また、延喜式神名帳に、大和國添上郡率川坐大神、神御子神社三座とありて、御父神の大物主神と、御母神の勢夜陀多良比賣命と、御子神の媛踏鞮五十鈴媛尊とを祀れる旨、大神氏家牒に見ゆ。これ第二徴證なり。また大三輪

鎮座次第に、小墾田宮御宇天皇御世、大三輪君白堤、承勅立社於春日邑率川坂岡兩處、奉齋媛踏鞮五十鈴媛命大物主神也とあり。これ白堤が祖先たる御父子の神にて、即ち第三徴證なり。大倭神社注進狀に、傳聞大物主者大己貴命和魂也云々、此神之子媛踏鞮五十鈴姬命とあり。これ第四徴證なり。然るに、扶桑略記、編年集成、水鏡、愚管鈔等に、御父を事代主神とせるは、緩靖天皇紀に、母曰媛踏鞮五十鈴媛命事代主神之少女也。また安寧天皇紀に、母曰五十鈴依媛命事代主神之少女也。

とあるに據れるか。されど、前引の古事記に、三島
湟咋^{ニギハヤヒ}之女、勢夜陀多良媛とあるを、大三輪鎮座次
第に、溝楸耳^{ミヅノキ}少女玉櫛媛とある等に據れば、その
大女、勢夜陀多良媛は、大物主神の御妻となりて、
神武天皇の皇后、媛踏鞴五十鈴媛命を生み給ひ、
その少女、玉櫛媛は事代主神の御妻となりて、綏
靖天皇の皇后、五十鈴依媛命を生み給ふなる事
明なり。然れば日本紀兩天皇紀の文は、三島湟咋
耳命の大女少女の訛傳なるぞ疑なき。以て御父
母の次第を明知すべし。

第三章 御祭神記の始終

此御祭神記の始終に係る校訂は、日本紀、古事記、
を本據として、廣く數書に參照し、類本の徵證を
も得て、第一章第二章の如く、論究評定、以て確實
なるものとせしなり。今一々之を詳記せば、其紙
數本文の御祭神記より増重すべければ、其本據
とせし日本紀、古事記に附て、其參考類本を擧げ
て、其調査の正確なる事を示さば、即ち左の如し。

日本紀

| | | | |
|---------|-------|-----|-------|
| 活字本 | 北野寛永版 | 寛文版 | 應永普通印 |
| 藤本楓山校本 | 水戸校 | 謙光校 | 小山田校 |
| 内藤伴兩氏校本 | 清本校 | 光校 | 立野良 |

道舍校本 本 稽大照館洲校學會岸本宗 ○道本校紀本註釋
 習舍校本 本 稽大照館洲校學會岸本宗 ○道本校紀本註釋
 本數種

古事記

神本 習舍校本 勢本 寬永院本 前田記註釋本 數種 山田本
 曼珠院本 蠶頭津本 古訓本 校訂須本

此他、參考書十數種あれども、そは御祭神記の卷尾に記載せれば、こゝには省略しおくべし。

跋文

阿那志の皇祖神武天皇檀原比大古也
 あな志と檀原神宮は立たを給ふ奈里けり
 其能始終のゆゑを我友内成郷勢し
 玉桂つ葉らにや里志良御紀もよ久正して
 森と細川男爵本居信謙等の冤を乞ひ又
 あの終焉を各棧へ訂してと云は是け終焉
 思鼎よれ家所と多備考り志る古む條とね
 こそし合ふあきた依に今田也能くを御勢
 とて好序をなむは是は是をこの大祖神武天皇

能所傳記に係る書世々多久久已の如き建世かく
始終一貫可久潤位たるの方と能校學博
き人の通覧なると何の業つとて物したる
他はあり久も何ら更なる事しは澄みある
中に可久の傳多きは此書よと信
悦し留めしに可久の年志果に

明治三十九年二月十日

華族女學校教授正六位勲六等文學博士井上頼因

明治三十九年十一月廿五日印刷
明治三十九年十一月三十日發行

編纂兼
發行者

西内成郷

奈良縣高市郡高取町
大字上子島第八番邸

印刷者

吉川半七

東京市京橋區南傳馬町
一丁目十二番地

合資會社吉川弘文館代表者

印刷所

内外印刷株式會社分工場

東京市京橋區新榮町
五丁目三番地



發行所

榎原神宮

奈良縣大和國高市郡白檀村大字畝傍



